

令和4年度
第3回鹿屋市子ども・子育て会議



令和4年12月19日

鹿屋市 保健福祉部 子育て支援課

目 次

1 報告

(1) 令和4年度第2回鹿屋市子ども・子育て会議の報告 …… P 1

2 議事 …………… P 4

(1) 令和5年度教育・保育施設の定員変更について…………… P 4

(2) 保育所等の移転について…………… P 14

1 報告

(1) 令和4年度第2回鹿屋市子ども・子育て会議の報告

開催日時	令和4年8月26日(金)	
開催場所	リナシティかのや 2階 情報研修室(ZOOM会議併用)	
委員出欠	出席委員 19名	鶴田委員、木村委員、角委員、川野委員、安樂委員、森委員、堂園委員、高吉委員、副田委員、藤井委員、宮下委員、友岡委員、新川委員、有川委員、清水委員、牧野委員、川崎委員、渡邊委員、末吉委員
	欠席委員 6名	エルメス委員、山下委員、矢野委員、軀川委員、柳田委員、吉原委員
事務局及び関係課部課出席者	畑中部長、竹井課長、井料課長補佐、壺崎係長、坂口係長、瀧川係長、小倉主任主事、堀田主任主事、久木山主事 (教育総務課) 川越課長 (学校教育課) 新屋課長 (生涯学習課) 稲村課長補佐 (福祉政策課) 郷原係長 (健康増進課) 岩元係長	

【1 開会】

- (1) 委員紹介
- (2) 会長・副会長の選出
《会長：森委員、副会長：渡邊委員で承認》

【2 報告】

- (1) 令和4年度第1回子ども・子育て会議の報告について
(事務局) 資料にもとづき説明
「質疑・意見等」
特になし

【3 協議】

- (1) 第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(案)について
(事務局) 資料にもとづき説明

「質疑・意見等」

(委員) 妊婦健康診査の中間見直しについて、令和3年度は見込みよりも実績の方が上回っているが、量の見込みはどのように算出したのか。また、令和3年度の実績が計画を上回った理由は何が要因と考えられるか。妊婦健診の受診率はどの程度か。

(事務局) 量の見込みについては、平成27年度と28年度の対象回数(母子手帳の交付数×妊婦健康診査14回)に対する実績の平均割合を、令和2年度から6年度の各0歳児推計人口の計画値に乗じて算出しています。令和3年度の実績が計画を上回ったことについては、コロナ禍であるが故に、妊婦さん自身の受診への意識

が高く、その結果、見込み量を上回ったのではないかと推察されます。また、妊婦健診の受診率は、令和2年度が87.7%、令和3年度が90.2%となっています。

(委員) 残りの方に対する働きかけは、どのように行っているか。

(事務局) 出産時期や転出により、14回全ての受診ができないケースもありますが、教室等機会があるごとに受診勧奨を行っております。

(委員) 施設ごとの定員と利用者数について、478名受入可能状態となっており弾力運用後でも879名となり、受け皿に余裕がある状態。空き待ち児童（この施設じゃないと入れたくないというような状況で待っている方）は、令和4年4月では43名とのことであるが、施設により差があるのか。又は地域により差があるのか。

(事務局) 本市における4月現在の43名の空き待ち児童については、特定の施設を希望し待機している0～2歳が主となっており、待機希望施設は、それぞれの地域に分散していますが、特に寿地区の施設が多くなっている現状です。

(委員) 空き待ち児童がいるということだが、市全体として、受け皿が供給過多の状態になっていると思う。計画における教育・保育提供区域の設定では、鹿屋市全体でこの供給とニーズを考えるとになっているが、今後、地域ごとにどの程度受け皿が足りないのか、どの程度余っているのかというのを、把握する意味でも、データとして中学校区もしくは小学校区ごとで出していただけると、市全体きめ細やかに、入所できない方々の支援ができるのではないかと思いますので、検討をお願いしたい。

(事務局) 教育・保育の提供区域の設定については、計画策定時に様々な区域で検討した結果、市全域を区域とすることとして現在にいたっています。次年度から、次期計画策定も進めることになると思いますので、区域設定については委員の皆様のご意見を伺いながら進めていくものとなります。中学校区等ごとの数値等については必要に応じて検討していきます。

(委員) 全国的にも問題になっているのは受け皿を作りすぎて、定員割れを起こしている園が増えており運営が困難になっている施設が増えてきているということ。新聞でも報道されるような状態であるので、これからの計画では市全体で見るとしても、データとしては、地域ごとで、ある程度わかるようにしていただきたい。また、今後は定員減という話が上がってくると思うので、きめ細かいデータがあった方が協議しやすいと思うのでお願いしたい。

(事務局) 市全域、総体的には利用者数に対し定員は充足していますが、各認定区分では不足している区分もあります。ご提案のありました地域ごとのデータについては検討させていただきます。本市においては定員変更の基準があり、定員変更する際には、この基準に合致する際に定員変更して頂いています。定員割れにより運営が困難な施設等が生じているとのことですので、今後、関係団体等と協議を行いながら、次回の会議において定員変更の案も掲出されると思いますので、子ども・子育て会議の皆様にご協議いただきながら進めていきたいと思っています。

(委員) 放課後児童健全育成事業について、共働き世帯が増えてきたこともあり年々増加している状況。そういう中で、令和4年度から5年度にかけて一カ所増やす計画となっているが、どのような形を想定しているか。また、児童クラブ

は、未設置校が鹿屋市で6ヶ所あり、利用したくても身近にないという状況。そのような中で1か所増やすということかなと思っている。増やすことで保育や預かりの底上げができるのではないかなというふうに考えている。また、寺子屋事業については週1回で開催しているが、連携はどのように考えているか。

(事務局) 放課後児童健全育成事業については、現在33施設で運営しており、計画の1か所増については、大規模クラブの分割を予定しております。未設置地区への対応については教育委員会等と協議しながら進めていくことになるかと思われます。寺子屋事業につきましては月に1回程度開催する形になっておりますが、連携のところは難しいかなというふうに考えております。

(委員) 寺小屋事業については、私が知っている範囲では、週に1回程度開催しており、児童クラブに通っている子供たちの中にも利用している子どもがいる。放課後子ども総合プランの中では、学校・地域も含め、子供たちの居場所をどのように作っていくかを総合的に考えていくべきであるというような提案も出されている。直接的な連携でなくても様々な形での連携を検討されてもよいのではないかな。また、児童クラブについて未設置校があるのは周辺地域。事業の中では送迎もあるため、うまく組み合わせながら3校程度を1か所に集めて、子供たちの居場所を作る等、柔軟に考えていただきたい。子どもたちの居場所についてもお願いをしたい。

(事務局) 寺子屋事業については、毎週1回で月曜日から金曜日まで、曜日はそれぞれで開催されており、新しく始まったところは月1回開催しています。子どもの居場所については、量の見込みや、寺子屋事業等もありますので、皆さんの要望をお聞きしながら検討していければと考えております。

■協議結果 「第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し(案)」は、承認された。今後、県との協議を経て、次回の会議で報告予定。

【4 その他】

(1) 今後のスケジュールについて

(事務局) 資料にもとづき説明

「質疑・意見等」

特になし

(2) その他

「質疑・意見等」

特になし

【5 閉会】

2 議事

(1) 令和5年度教育・保育施設の定員変更について

①保育所等定員変更に係る判断基準の見直し

「令和3年度～令和7年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準」について、鹿屋市保育会および鹿屋市私立幼稚園協会と協議を行い、下のように見直しを行いました。

「令和3年度～令和7年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準」新旧対照表 (一部抜粋)

新（見直し後）	旧（見直し前）
<p>【基準2】 定員の変更について</p> <p>(1) 認可保育所の定員変更</p> <p>② 平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は、<u>利用定員減</u>をすることができるものとする。<u>また、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議をすること。</u>変更後は原則2年間、利用定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。</p> <p>(3) 認定こども園の定員変更</p> <p>① 教育の認可定員増は、原則認めない。ただし、認定こども園への移行に際し、1号の認可定員を15名未満（0名から14名）で設定した園については、<u>認可定員15名を上限に定員増を認めることとするが、定員増分と同数の2号・3号の減員を条件とする。</u>なお、保育の弾力運用は可能とする。</p> <p>② 教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の認可定員を下回っている場合は<u>利用定員減</u>をすることができるものとする。<u>また、次年度の利用人員の減少が見込まれ、園の運営上、支障が生じる等、救済すべき事情が生じる際は、事前に市と協議をすること。</u>なお、保育の定員の変更後は原則2年間、利用定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。</p> <p>③ 教育・保育の認可定員増は原則認めない。ただし、特例として下記の(ア)・(イ)を認める。</p> <p>(ア) 平均入所児童数が認可定員の115%を超え、潜在的待機児童（前年9月から8月までの1年間の第1希望から第3希望までの児童数）が10名以上の月が1月でもある場合には、10名を上限に保育の認可定員増を認めるものとする。</p> <p>(イ) 国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10名を上限に保育の認可定員増を認めるものとする。</p>	<p>【基準2】 定員の変更について</p> <p>(1) 認可保育所の定員変更</p> <p>② 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとし、変更後は原則2年間、定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。</p> <p>(3) 認定こども園の定員変更</p> <p>① 教育の定員増は、原則認めない。ただし、認定こども園への移行に際し、1号の定員を15名未満（0名から14名）で設定した園については、定員15名を上限に定員増を認めることとするが、定員増分と同数の2号・3号の減員を条件とする。なお、保育の弾力運用は可能とする。</p> <p>② 教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、定員減をすることができるものとする。なお、保育の定員の変更後は原則2年間、定員を超えての入所（特別枠は除く）はできないこととする。</p> <p>③ 教育・保育の定員増は原則認めない。ただし、特例として下記の(ア)・(イ)を認める。</p> <p>(ア) 平均入所児童数が定員の115%を超え、潜在的待機児童（前年9月から8月までの1年間の第1希望から第3希望までの児童数）が10名以上の月が1月でもある場合には、10名を上限に保育の定員増を認めるものとする。</p> <p>(イ) 国の保育所等整備交付金を活用した施設整備を行う場合は、10名を上限に保育の定員増を認めるものとする。</p>

② 特定教育・保育施設の定員変更の希望状況

令和5年度に定員の変更を希望している教育・保育施設及び内容等については、下記のとおりです。定員増、区分変更及び定員減を希望している教育・保育施設（8施設）について議事としてお諮りいたします。

現行（令和4年度）						希望内容（令和5年度）				
区分	施設名称	定員内訳			計	定員内訳			計	
		1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児		1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児		
定員増	笠之原こども園	15	45	40	100	15 (±0)	45 (±0)	45 (+5)	105 (+5)	
	白崎保育園	15	33	22	70	15 (±0)	36 (+3)	24 (+2)	75 (+5)	
	杉の子保育園	15	31	24	70	15 (±0)	31 (±0)	29 (+5)	75 (+5)	
小計		45	109	86	240	45 (±0)	112 (+3)	98 (+12)	255 (+15)	
区分変更	和光こども園	25	54	36	115	35 (+10)	47 (-7)	33 (-3)	115 (±0)	
小計		25	54	36	115	35 (+10)	47 (-7)	33 (-3)	115 (±0)	
定員減	はらいがわ保育園	—	44	26	70	—	40 (-4)	20 (-6)	60 (-10)	
	こばと保育園	15	45	40	100	15 (±0)	35 (-10)	30 (-10)	80 (-20)	
	信愛こどもの園	60	20	30	110	45 (-15)	20 (±0)	30 (±0)	95 (-15)	
	ふるえこども園	15	31	19	65	15 (±0)	31 (±0)	9 (-10)	55 (-10)	
小計		90	140	115	345	75 (-15)	126 (-14)	89 (-26)	290 (-55)	
合計		160	303	237	700	155 (-5)	285 (-18)	220 (-17)	660 (-40)	

③ 定員増を希望している教育・保育施設（3施設）

(ア) 笠之原保育園（定員増）

現行（令和4年度）

教育		保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児		
15	45	40		100



希望内容（令和5年度）

教育		保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児		
15 (±0)	45 (±0)	45 (+5)		105 (+5)

現定員	希望内容	判断基準との比較												
100人 (教育 15人) (保育 85人)	105人 (教育 15人) (保育 90人)	基準 2 (3)③(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 平均入所児童数が定員の115%(97名)を超えている。 [平均入所児童数：115.09%(97.8名)] 潜在的待機児童が10名以上の月が1月以上ある（令和3年9月～令和4年8月）。 [潜在的待機児童が10名以上の月：令和3年11月～令和4年3月、令和4年5月～6月、8月]（8月） 											
変更希望理由		地域の子どもを受け入れるため。面積及び職員数に余裕がある。												
〔4月1日現在の利用者数〕														
	R1		R2		R3		R4							
	定員	定員	定員	定員	定員	利用者	定員	利用者						
教育(1号)	10	10	15	12	15	15	15	10						
保育(2・3号)	90	103	85	96	85	95	85	97						
計	100	113	100	108	100	110	100	107						
〔月別利用者数（令和3年～令和4年）〕														
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
教育(1号)	14	12	12	12	12	12	12	10	11	12	12	12	143	11.9
保育(2・3号)	97	99	99	99	97	97	98	97	97	97	98	99	1,174	97.8
計	111	111	111	111	109	109	110	107	108	109	110	111	1,317	—
〔月別潜在的待機児童数（令和3年～令和4年）〕														
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
保育(2・3号)	5	8	11	14	14	15	15	5	11	12	9	11		
令和3年9月～令和4年8月までの期間に、潜在的待機児童数が10名以上の月が8月あった。														
〔判断基準との比較内容〕														
令和3年9月～令和4年8月までの保育における平均入所児童数が定員の115%(97名)を超えており、かつ、潜在的待機児童が10名以上の月が8月あるため、基準2（3）③（ア）を満たしている。														

(イ) 白崎保育園 (定員増)
現行 (令和4年度)

教育		保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児		
15	33	22		70



希望内容 (令和5年度)

教育		保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児		
15 (±0)	36 (+3)	24 (+2)		75 (+5)

現定員	申請内容	判断基準との比較	
70人 (教育 15人) (保育 55人)	75人 (教育 15人) (保育 60人)	基準 2 (3)③(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 平均入所児童数が定員の115%(63名)を超えていない。 [平均入所児童数: 114.8%(63.16名)] 潜在的待機児童が10名以上の月はない。
変更希望理由		当施設への空き待ち児童を解消するため。	

〔4月1日現在の利用者数〕

	R1		R2		R3		R4	
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者
教育(1号)	-	-	10	7	15	14	15	11
保育(2・3号)	60	63	60	65	55	55	55	64
計	60	63	70	72	70	69	70	75

〔月別利用者数 (令和3年9月~令和4年8月)〕

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
教育(1号)	15	15	15	15	15	15	15	11	11	11	11	13	162	13.5
保育(2・3号)	58	60	62	63	63	64	64	64	65	65	66	64	758	63.16
計	73	75	77	78	78	79	79	75	76	76	77	77	920	-

〔月別潜在的待機児童数 (令和3年~令和4年)〕

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
保育(2・3号)	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	4	3

令和3年9月~令和4年8月の期間に、潜在的待機児童数が10名以上の月はなかった。

〔判断基準との比較内容〕

令和3年9月~令和4年8月までの保育における平均入所児童数が、定員の115%(63名)を超えておらず、かつ、潜在的待機児童数が10名以上の月はないため、基準2 (3) ③ (ア) を満たしていない。

(ウ) 杉の子保育園 (定員増)
現行 (令和4年度)

教育		保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児		
15	31	24		70

希望内容 (令和5年度)

教育		保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児		
15 (±0)	31 (±0)	29 (+5)		75 (+5)



現定員	申請内容	判断基準との比較												
70人 (教育 15人) (保育 55人)	75人 (教育 15人) (保育 60人)	基準 2 (3)③(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 平均入所児童数が定員の115%(63名)を超えている。 [平均入所児童数: 119.42%(69.16名)] 潜在的待機児童が10名以上の月はない。 											
変更希望理由		当施設への空き待ち児童を解消するため。												
〔4月1日現在の利用者数〕														
	R1		R2		R3		R4							
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者						
教育(1号)	-	-	10	6	10	10	15	15						
保育(2・3号)	60	61	60	59	60	66	55	61						
計	60	61	70	65	70	76	70	76						
〔月別利用者数 (令和3年9月~令和4年8月)〕														
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
教育(1号)	15	10	10	10	10	14	16	15	15	15	15	15	160	13.3
保育(2・3号)	70	75	76	76	77	73	71	61	62	63	63	63	830	69.16
計	85	85	86	86	87	87	87	76	77	78	78	78	990	-
〔月別潜在的待機児童数 (令和3年~令和4年)〕														
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
保育(2・3号)	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	2		
令和3年9月~令和4年8月の期間に、潜在的待機児童数が10名以上の月はなかった。														
〔判断基準との比較内容〕														
令和3年9月~令和4年8月までの保育における平均入所児童数が、定員の115%(63名)を超えているが、潜在的待機児童数が10名以上の月はないため、基準2(3)③(ア)を満たしていない。														

④ 定員減を希望している教育・保育施設（4施設）

(ア) はらい川保育園（定員減）

現行（令和4年度）

教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
	44	26	70

希望内容（令和5年度）

教育	保育		計
1号 3～5歳児	2号 3～5歳児	3号 0～2歳児	
	40 (-4)	20 (-6)	60 (-10)



現定員	申請内容	判断基準との比較												
70人 (教育 0人) (保育 70人)	75人 (教育 0人) (保育 60人)	基準 2 (1)②	・平均入所児童数が定員の70名を下回っている。 [平均入所児童数：63.91名]											
変更希望理由		保育園の立地する祓川地区の子どもの出生数の増が認められないため。												
〔4月1日現在の利用者数〕														
	R1		R2		R3		R4							
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者						
保育(2・3号)	70	73	70	70	70	68	70	53						
〔月別利用者数（令和3年9月～令和4年8月）〕														
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
保育 (2・3号)	70	70	74	72	72	72	72	53	52	52	53	55	767	63.91
〔祓川小地区の0歳～5歳児童数の推移〕														
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計							
R2	5	7	5	5	6	10	38							
R3	4	4	7	4	4	5	28							
R4	4	6	5	8	6	4	33							
〔判断基準との比較内容〕														
令和3年9月～令和4年8月までの保育における平均入所児童数が、定員の70名を下回っているため、基準2（1）②を満たしている。														

(イ) こばと保育園 (定員減)

現行 (令和4年度)

教育		保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児		
15	45	40		100

希望内容 (令和5年度)

教育		保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児		
15 (±0)	35 (-10)	30 (-10)		80 (-20)



現定員	申請内容	判断基準との比較												
100人 (教育 15人) (保育 85人)	80人 (教育 15人) (保育 65人)	基準 2 (1)②	・平均入所児童数が定員の85名を下回っている。 [平均入所児童数：78.66名]											
変更希望理由		<p>平成20年に分園創設において分園29名+本園10名増員、平成27年に保育所から認定こども園移行により10名増員と49名の増員を行ってきたが保育教諭の確保が厳しい中、本年度3名の職員が産休・育休を取得、現在100名の定員に対して87名のお預かりしか出来ていない状況です。</p> <p>保育教諭不足に加え、令和6年度には分園近くに新しく保育園が移転する計画もあることから、幼稚園・保育所・認定こども園それぞれが共存していくため定員減を希望します。</p>												
〔4月1日現在の利用者数〕														
		R1		R2		R3		R4						
		定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者					
教育(1号)		10	10	15	10	15	12	15	9					
保育(2・3号)		99	94	94	80	85	82	85	76					
計		109	104	109	90	100	94	100	85					
〔月別利用者数 (令和3年9月~令和4年8月)〕														
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
教育(1号)	15	15	15	15	15	15	15	9	10	10	10	10	154	12.83
保育(2・3号)	81	81	80	80	80	80	78	76	76	77	78	77	944	78.66
計	96	96	95	95	95	95	93	85	86	87	88	87	1,098	-
〔田崎小地区の0歳~5歳児童数の推移〕														
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計							
R2	85	97	111	110	119	96	618							
R3	85	92	97	117	110	125	626							
R4	95	83	93	110	116	110	607							
〔判断基準との比較内容〕														
令和3年9月~令和4年8月までの保育における平均入所児童数が、定員の85名を下回っているため、基準2(1)②を満たしている。														

(ウ) 信愛こどもの園 (定員減)

現行 (令和4年度)

教育	保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児	
60	20	30	110

希望内容 (令和5年度)

教育	保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児	
45 (-15)	20 (±0)	30 (±0)	95 (-15)



現定員	申請内容	判断基準との比較												
110人 (教育 60人) (保育 50人)	95人 (教育 45人) (保育 50人)	基準 2 (3)②	・平均入所児童数が定員の60名を下回っている。 [平均入所児童数：31.33名]											
変更希望理由		定員を下回る状態が続いているため。												
〔4月1日現在の利用者数〕														
	R1		R2		R3		R4							
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者						
教育(1号)	60	47	60	42	60	29	60	24						
保育(2・3号)	50	46	50	48	50	55	50	50						
計	110	93	110	90	110	84	110	74						
〔月別利用者数 (令和3年9月~令和4年8月)〕														
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
教育(1号)	33	34	34	35	37	37	37	24	27	27	26	25	376	31.33
保育(2・3号)	58	57	54	53	52	53	53	50	53	53	54	56	646	53.83
計	91	91	88	88	89	90	90	74	80	80	80	81	1,022	-
〔西原小地区の0歳~5歳児童数の推移〕														
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計							
R2	73	69	73	84	74	98	471							
R3	67	69	72	74	86	70	438							
R4	53	66	63	76	72	81	411							
〔判断基準との比較内容〕														
令和3年9月~令和4年8月までの教育における平均入所児童数が、定員の60名を下回っているため、基準2(3)②を満たしている。														

(エ) ふるえこども園 (定員減)

現行 (令和4年度)

教育		保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児		
15	31	19		65

希望内容 (令和5年度)

教育		保育		計
1号 3~5歳児	2号 3~5歳児	3号 0~2歳児		
15 (±0)	31 (±0)	9 (-10)		55 (-10)



現定員	申請内容	判断基準との比較												
65人 (教育 15人) (保育 50人)	55人 (教育 15人) (保育 40人)	基準 2 (3)②	・平均入所児童数が定員の50名を下回っている。 [平均入所児童数：43.66名]											
変更希望理由		平均入所児童数が、現行の定員を下回っているため。												
〔4月1日現在の利用者数〕														
	R1		R2		R3		R4							
	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者	定員	利用者						
教育(1号)	10	9	15	13	15	13	15	13						
保育(2・3号)	60	56	55	46	50	44	50	37						
計	70	65	70	52	65	57	65	50						
〔月別利用者数 (令和3年9月~令和4年8月)〕														
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
教育(1号)	12	15	15	15	15	15	15	13	13	13	15	15	171	14.25
保育(2・3号)	46	47	47	49	49	49	52	37	38	38	36	36	524	43.66
計	58	62	62	64	64	64	67	50	52	51	51	51	695	-
〔花岡小地区の0歳~5歳児童数の推移〕														
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計							
R2	5	8	14	20	17	18	82							
R3	12	6	11	17	20	20	86							
R4	11	15	10	15	18	22	91							
〔判断基準との比較内容〕														
令和3年9月~令和4年8月までの教育における平均入所児童数が、定員の50名を下回っているため、基準2(3)②を満たしている。														

⑤ 区分変更を希望している教育・保育施設（1施設）

(ア) 和光こども園（区分変更）

現行（令和4年度）

希望内容（令和5年度）

教育		保育		計
1号	2号	3号	計	
3～5歳児	3～5歳児	0～2歳児		
25	54	36	115	



教育		保育		計
1号	2号	3号	計	
3～5歳児	3～5歳児	0～2歳児		
35 (+10)	47 (-7)	33 (-3)	115 (±0)	

現定員	申請内容	判断基準との比較												
115人 (教育 25人) (保育 90人)	115人 (教育 35人) (保育 80人)	基準2 (3) ①	・教育の認可定員は、15名を越えている。											
変更希望理由	<p>今後の、こども園の運営を考慮し下記の通り、5カ年にわたり定員の見直しをいたしたく。ぜひ、協議させてください。</p> <p>なお、次年度の保育認定定員の減は必須条件ではありません。</p> <p>○0歳児入所について…国の育児休業取得率向上の政策もあり、多くの家庭が1年間の育児休業取得をし、これからは男性育児休業取得も上がると予想される。今後の0歳児入所の状況を考慮し、定員減を実施し、年度途中の育児休業終了家庭の受け入れを確実にできるようにしたい。</p> <p>○職員配置について…近年の保育教諭の新規採用、中途採用は厳しく、退職者、育児休業取得者の数は多くなっている傾向にあり、今後、現状の保育教諭数を確保することは厳しい状況になってくるため、5カ年にわたり、段階的に定員減を希望する。</p> <p>○教育認定定員増について…保育認定の定員減は配置職員数を減らすことができ、教育認定定員増は配置職員の増に直結しない。保育認定の定員減とあわせて教育認定定員増を実施することで、急激な受け入れ減少にはならない。保育認定者が教育認定に移行することで、保育認定の枠が空くことを考慮し教育認定定員増を希望する。</p>													
〔4月1日現在の利用者数〕														
	R1		R2		R3		R4							
	定員	利用者	定員	定員	定員	利用者	定員	利用者						
教育(1号)	25	23	25	22	25	18	25	19						
保育(2・3号)	90	93	90	94	90	95	90	97						
計	115	116	115	116	115	113	115	116						
〔月別利用者数（令和3年～令和4年）〕														
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計	平均
教育(1号)	25	25	25	25	26	26	26	19	19	20	20	20	276	23
保育(2・3号)	94	95	95	95	94	98	102	97	101	102	102	106	1,181	98.41
計	119	120	120	120	120	124	128	116	120	122	122	126	1,457	—
〔判断基準との比較内容〕														
教育1号の定員増分と同数の保育2・3号を減員しているが、教育1号の定員が15人を超えているため、基準2(3)①を満たしていない。														

(2) 保育所等の移転について

令和6年度において、施設を移転する希望届が1施設から提出されたことから、移転の可否について、議事としてお諮りいたします。

〔保育所等移転に係る具体的な判断基準〕～一部抜粋～

【基準1】小学校区内で施設を移転する場合

【基準2】中学校区内で施設を移転する場合

【基準3】中学校区外へ施設を移転する場合

- ① 社会的状況や自然災害等により、やむを得ない事由があること
 - ② 保護者会に十分な説明を行い、概ね理解を得ていること
 - ③ 移転先の中学校区内の保育所等へ十分な説明を行うこと
 - ④ 移転先の中学校区内の保育所等において空き待ち児童が発生しており、当該施設の移転が空き待ち児童の解消につながること
- ※②③については、協議結果を市に書面で提出

① 保育所等移転希望届の概要

- ・ 築55年が経過し、耐震性がないなど老朽化が進んでいる。
- ・ 串良中学校区内の人口減少が著しい。
- ・ 現所在地は敷地が狭く建て替えが困難である。
- ・ 串良中学校区から笠之原町内への移転を希望している。

《概要》

項目	ふたば保育園
法人名代表者	社会福祉法人 いしずえ福祉会 理事長 風呂井 敬
園の現所在地	鹿屋市串良町下小原 4860 番地 2
園舎の建設年月日	昭和 42 年 4 月 15 日 木造
築年数	54年
耐震化基準	耐震基準以前の建物 (診断結果：倒壊する可能性が高いと判断)
危険区域等の該当	-
移転先	笠之原町における約 2,900 m ² の敷地内
現園からの距離	約 7.5 km
定員の状況	保育定員 60 名 → 保育定員 10 名増の計画有

② 該当する基準に関する項目

【基準3】 串良中校区から鹿屋東中校区への移転

項 目	状 況
(1) 社会的状況や自然災害等により、やむを得ない理由があること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串良中学校区内の就学前子ども数は減少しており、今後も減少が見込まれる。 ・ 年度途中より定員に対する園児は確保。 ・ 串良中学校区内の入所者が多くを占めているが、周辺地域からの通園や他地区通勤保護者もいる。 ・ 危険区域等への該当なし。台風等による生活道路の通行不能等、災害等の影響を受けることがある。
(2) 保護者会に十分な説明を行い、概ね理解を得ていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の代表に対し説明会を実施。代表以外の保護者には事業計画の資料配布を行い、概ね理解を得られているが、理解を得られていない保護者もあること。
(3) 移転先の中学校区内の保育所等へ十分な説明を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿屋東中校区の保育所等へ事業計画の説明を行い概ね理解を得られているが、理解を得られていない施設もあること。 <p style="text-align: center;">移転先の町内会や関係者に事業計画について説明を行い、理解は得られていること。</p>
(4) 移転先の中学校区内の保育保等において空き待ち児童が発生しており、当該施設の移転が空き待ち児童の解消につながること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿屋東中学校区については、常に潜在的待機児童が発生しており、年度末にかけ増えていること。

鹿屋市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	委員名	所属団体等の名称	備考
1	第1号委員 子どもの 保護者	エルメス 恵子 <small>けいこ</small>	市民委員	
2		つるだ 鶴田 貴子 <small>たかこ</small>	市民委員	
3		きむら 木村 美季 <small>みき</small>	市民委員	
4		すみ 角 祥平 <small>しょうへい</small>	市民委員	
5		かわの 川野 歩 <small>あゆみ</small>	市民委員	
6		やました 山下 仁 <small>ひとし</small>	市民委員	
7	第2号委員 学識経験者	やの 矢野 常広 <small>つねひろ</small>	鹿屋市医師会	
8		あんらく 安楽 博史 <small>ひろし</small>	鹿屋市歯科医師会	
9		もり 森 克己 <small>かつみ</small>	国立大学法人鹿屋体育大学	
10		どうぞの 堂園 栄一 <small>えいいち</small>	鹿児島県大隅児童相談所	
11		たかよし 高吉 幸一郎 <small>こういちろう</small>	鹿児島県鹿屋警察署生活安全課	
12		そえだ 副田 明彦 <small>あきひこ</small>	鹿屋市小・中学校校長協会	
13	第3号委員 子ども・子育て 支援に関する 事業に従事 する者	ふじい 藤井 光晴 <small>みつはる</small>	児童養護施設大隅学舎	
14		くがわ 軀川 恒 <small>ひさし</small>	鹿屋乳児院	
15		みやした 宮下 義昭 <small>よしあき</small>	鹿屋市私立幼稚園協会	
16		ともおか 友岡 善信 <small>よしのぶ</small>	鹿屋市保育会	
17		しんかわ 新川 留美 <small>るみ</small>	鹿屋市私設保育園連絡協議会	
18		ありかわ 有川 文人 <small>ふみと</small>	鹿屋市学童保育連絡会	
19		しみず 清水 直樹 <small>なおき</small>	鹿屋市社会福祉協議会地域福祉課	
20		やなぎだ 柳田 明子 <small>あきこ</small>	鹿屋市地域組織活動代表 さくらんぼ倶楽部（母親クラブ）	
21	第4号委員 その他市長が 必要と認める 者	まきの 牧野 久美 <small>ひさみ</small>	鹿屋養護学校PTA	
22		かわさき 川崎 大輔 <small>だいすけ</small>	鹿屋市PTA連絡協議会	
23		わたなべ 渡邊 正人 <small>まさと</small>	鹿屋市民生委員・児童委員連絡協議会	
24		すえよし 末吉 勝子 <small>かつこ</small>	鹿屋市母子寡婦福祉会	
25		よしはら 吉原 八郎 <small>はちろう</small>	鹿屋市町内会連絡協議会	

【委嘱期間：令和4年5月1日～令和6年4月30日（2年以内）】

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、鹿屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。